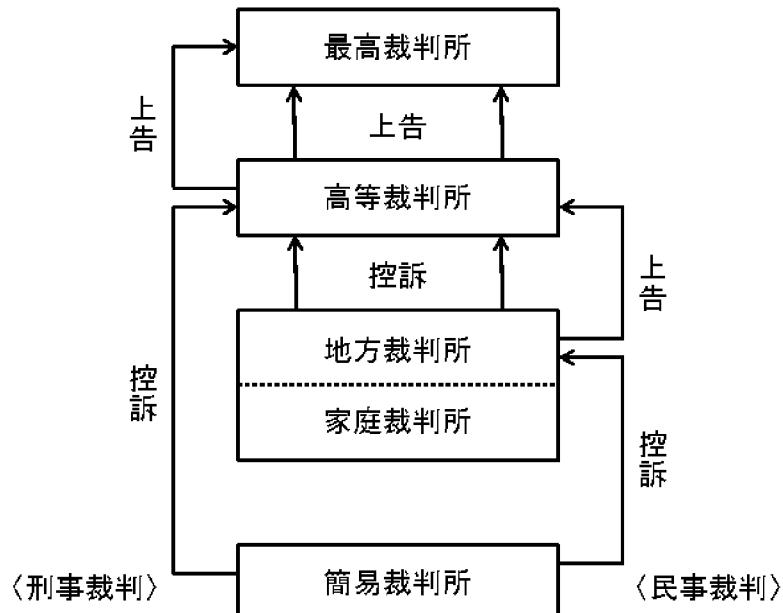


(参考 6)

裁判の流れについて

○裁判の流れは、日本人の場合と同じです。



裁判権について

○日米地位協定の下では、米軍人・軍属の公務中の犯罪については、米側が第一次裁判権を持っています。

○公務中に犯罪を犯した軍属に対する裁判権の行使については、日米地位協定の適切な実施という観点から日米間で協議を行ってきた結果、日米合同委員会において、公務中の軍属による犯罪について、事案により、米側による裁判又は日本側による裁判のいずれかにより適切に対応する枠組みが合意されました。

- (1) 米側は、公務中に犯罪を犯した軍属を刑事訴追するか否かを決定し、日本側に通告する。
- (2) 米側が当該軍属を刑事訴追しない場合、日本政府は、その通告から 30 日以内に、米国政府に対し、日本側による裁判権の行使に同意を与えるよう要請することができる。
- (3) 米国政府は、
 - (ア) 犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こした場合には、当該要請に好意的考慮を払う。
 - (イ) それ以外の犯罪の場合には、当該要請に関して日本政府から提示された特別な見解を十分に考慮する。